（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　次に掲げる政令の規定中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）第六条第二号

二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）第四条第二号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

2　第五条の規定による改正後の人事評価の基準、方法等に関する政令第十九条第三号に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

3　私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二十三条第一項第十号」を「第二十三条第一項第十一号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治
防衛大臣　小野寺五典

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項、第六条第二項第三号、第十五条第一項ただし書及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一の第一の一のホの(1)中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一の表二の第一の二中イを二とし、その前に次のように加える。

イ　ちどり目	
	(1)　しぎ科
1	*Eurynorhynchus pygmeus*（ヘラシギ）
ロ　たか目	
	(1)　たか科
1	*Circus spilonotus spilonotus*（チュウヒ）
ハ　すずめ目	
	(1)　ほおじろ科
1	*Emberiza aureola ornata*（シマアオジ）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年九月二十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十四号

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条　第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一　法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（第三条第一項及び第二項において「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。）